

吹田市認知症地域支援・ケア向上業務委託事業者の実施状況の評価に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市認知症地域支援・ケア向上業務委託事業者（以下、「委託事業者」という。）の業務実施状況について、客観的な評価を行うため、以下の各号について定めるものとする。

- (1) 評価項目
- (2) 評価の視点及び評価基準
- (3) 評価方法
- (4) 委員評価の基準及び方法

(評価項目)

第2条 評価項目については、別表1のとおりとする。

(評価の視点及び評価基準)

第3条 評価の視点及び評価基準については、別表2のとおりとする。

(評価方法)

- 第4条 委託事業者は、受託2年日以降毎年度、前年度の業務実施状況について、別表1の評価項目及び別表2の評価の視点等に基づき、様式1を用いて自己評価を実施する。
- 2 市は、毎年度、前項の自己評価結果を踏まえて、別表1の評価項目及び別表2の評価の視点等に基づき、様式1を用いて1次評価を実施する。
 - 3 吹田市認知症総合支援業務委託事業者選定等委員会（以下、「委員会」という。）の委員は、受託4年目に受託3年目の業務実施状況について、前2項の評価結果を踏まえて、別表1の評価項目及び別表2の評価の視点等に基づき、様式2を用いて委員評価を実施する。評価の実施に当たっては、委員会において行う委託事業者へのヒアリング等の内容についても反映するものとする。

別表1に挙げる項目以外に意見すべきことがある場合は、様式2の「評価項目以外の評価事項」を用いるものとする。

(委員評価の基準及び方法)

第5条 委員会の委員が、前条第3項に基づく評価を行った結果、評価点の合計が17点以上の場合は、その委員は事業者の委員評価を可とし、17点を下回る場合は、否としたものとする。

2 委員会は、前項に基づく各委員の委員評価結果を委託事業者ごとに集計し、その過半数により委託事業者の委員評価を行うものとする。もし、可否同数の場合は、委員会において協議した上、委員長が決するものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、当該委託事業者の委員評価結果を否とする。

(1) 別表 1 の大項目アからカの中項目において、同一項目内で 2 名以上の委員から 0 の評価点を受けている場合

(2) 委託事業者へのヒアリング実施日に、正当な理由なく不在の場合

3 前 2 項の規定に関わらず、様式 2 の「評価項目以外の評価事項」に委託事業者の評価に影響を及ぼす記述があると委員会が判断した場合は、前 2 項に基づく委員評価結果を踏まえて委員会において協議した上で、委員長がその可否を決するものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、委託事業者の業務実施状況の評価に必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。